



# 島根県報

平成20年 8 月 1 日 (金)  
第 2,005 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

規 則		
島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則	( 港 湾 空 港 課 )	1
告 示		
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	( 地 域 福 祉 課 )	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( " )	2
換地処分	( 農 村 整 備 課 )	2
保安林の指定施業要件の変更 ( 3 件 )	( 森 林 整 備 課 )	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	( 中 小 企 業 課 )	3
地籍調査の成果の認証	( 用 地 対 策 課 )	4
道路の区域の変更	( 道 路 維 持 課 )	5
浸水想定区域の指定	( 河 川 課 )	5
公安規則		
島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	( 警 察 本 部 )	6
正 誤		
平成20年 7 月 4 日付け島根県報第1,997号中	( 農 業 経 営 課 )	6

### 公布された条例等のあらまし

島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則 ( 規則第60号 )

1 規則の概要

- (1) 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理 ( 第 9 条関係 )
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第60号

島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則

島根県空港条例施行規則 ( 昭和40年島根県規則第 9 号 ) の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 9 号中「飛行場」を「空港」に、「第 2 条第17項」を「第 2 条第20項」に、「定期航空運送事業」を「国内定期航空運送事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年8月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
日本ホリスティッククリニック 佐々木医院	出雲市塩冶善行町14 - 1	平成20年7月10日

島根県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年8月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
川下内科医院	松江市西川津町849 - 1	平成20年6月26日

島根県告示第649号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成20年7月22日付けで県営土地改良事業に係る益美2期（益田）地区中の口工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成20年8月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第650号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年8月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和63年7月11日農林水産省告示第969号（2及び3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第651号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市金城町小国イ971、金城町波佐イ163、イ165、イ166、イ167-1、イ167-2、イ169からイ172まで、イ1114、イ1114-1、イ1116-1、イ1116-2

#### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

#### 3 変更後の指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第652号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成13年12月14日農林省告示第899号

#### 2 変更に係る指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第653号

平成20年島根県告示第535号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年 8 月 1 日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ボルト出雲店 出雲市小山町468番地4外
- 2 意見の概要

	意見	理由
1	<p>駐車場が歩道に面していることから、出入り口付近に、歩道手前で一時停止を促す措置を講じるとともに、障害物等を排除して、十分な見通しを確保すること。</p> <p>また、繁忙時等は、適宜交通整理員を配置するなどして、交通事故防止に万全を期すこと。</p>	交通事故防止のため。
2	<p>駐車及び搬入車両の騒音等の公害苦情が申し立てられた場合には、誠心誠意対処し、その解決に全面努力すること。</p> <p>また、必要に応じ、市などが行う公害調査等に協力すること。</p>	現在、周辺への影響は小さいと考えられるが、時間の変更に伴い注意を要するため。
3	<p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。</p> <p>汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p>	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。
4	<p>市道四絡171号線から敷地内へ車両が出入可能な箇所を設置し、出入口、駐車場への経路などについて明示すること。</p>	<p>市道四絡171号線からの来店車両が相当数あるものとする。</p> <p>計画では常時出入可能な箇所がなく、171号線側が塞がれている場合、より狭隘な市道四絡173号線へ迂回し駐車場へと進入することになる。</p> <p>173号線の幅員では、車両のすれ違いが不可能であり、特に繁忙期などに、混乱が生じるものとする。</p> <p>また、周辺には住家（アパートなど）が多く、歩行者などとの交通事故等の危険性が増すものとする。</p>

- 3 縦覧場所  
出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町109番地1）
- 4 縦覧期間  
告示の日から1月間

島根県告示第654号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年8月1日

島根県知事 溝口善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成 果 の 名 称		調査を行った地域	認証年月日
		地 籍 図	地 籍 簿		
浜田市	平成18年度～19年度	30枚	1冊	今福	平成20年 7 月22日
出雲市	平成18年度～19年度	91枚	1冊	下橋波右岸地区	平成20年 7 月22日
出雲市	平成18年度～19年度	34枚	1冊	橋波 5 区	平成20年 7 月22日
出雲市	平成18年度～19年度	44枚	1冊	三の宮右岸地区・三の宮左岸地区	平成20年 7 月22日
出雲市	平成18年度～19年度	52枚	1冊	大呂10・11区	平成20年 7 月22日
出雲市	平成18年度～19年度	32枚	1冊	十六島 地区	平成20年 7 月22日
益田市	平成17年度～20年度	35枚	1冊	小原	平成20年 7 月22日
益田市	平成17年度～20年度	34枚	1冊	仙道	平成20年 7 月22日
邑南町	平成17年度～20年度	65枚	1冊	西鱒淵 2	平成20年 7 月22日
邑南町	平成17年度～20年度	33枚	1冊	原	平成20年 7 月22日
邑南町	平成15年度～20年度	61枚	1冊	矢上 4	平成20年 7 月22日

島根県告示第655号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町三沢1695番84地先から同1695番29地先まで	前	メートル 15.60～ 75.00	メートル 370.00	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	減幅町及び河川管理者へ返還
			後	11.40～ 67.00	370.00		

島根県告示第656号

一級河川斐伊川水系斐伊川、赤川及び三刀屋川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1号の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び雲南県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年8月1日

島根県公安委員会委員長 山 下 裕 國

島根県公安委員会規則第10号

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年島根県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(8) 損害賠償請求等の妨害に対する中止命令

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 正 誤

平成20年7月4日付け島根県報第1,997号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
15	下から13	入学願書及び返信用封筒	入学願書、返信用封筒及び入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）